

報告第2号

専決処分の報告について  
(損害賠償額の決定：環境衛生センター)

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和2年3月3日報告

小松島市長 濱 田 保 徳

## 損害賠償額の決定について

公用車運転中の事故に関し、市の義務に属する損害賠償額を次のとおり決定する。

損害賠償額	317,000円
相手方	小松島市小松島町在住の男性
事故発生年月日	令和元年5月8日
事故発生場所	小松島市小松島町字南開

### 事故の概要

幅員4メートル程の袋小路に本市環境衛生センター塵芥処理車両をバックで進入させたところ、目測を誤り、車両後方を相手方宅のブロック塀等に接触させて破損したものの。

令和元年12月4日 専決第13号

小松島市長 濱田 保徳